

南箕輪村議会基本条例検証 評価一覧（令和6年1月実施）

条文	A : 概ねできている B : ある程度できている C : あまりできていない D : まったくできていない				(単位:人)
	A	B	C	D	
第1条（目的）この条例は、議会活動の基本原則を定めることで、村民の負託に真摯に応え、村民福祉の向上と村政の発展に寄与することを目的とします。	2	7	1		B
第2条（議員の政治倫理）議員は、村民の負託に応えるため、良心と責任感を持って品位を保持し、誠見を養うよう努めます。	3	6	1		B
第3条（議員の責務）議員は、村民の代表であることを自覚し、村民の意見を的確に把握して、議員としての役割を公正かつ誠実に果たします。	3	6	1		B
第4条（議員の活動原則）議員は、資質向上のため各種研修会に積極的に参加し、自己啓発及び調査研究に努めます。	7	3			A
2 議員は、議会および議員活動について村民にわかりやすい説明を行います。	3	6	1		B
3 議員は、議会全員協議会、各委員会などを通じて、合議制のもと、言論の場として議員間の自由な討議を行います。	1	6	3		B
※自由討議は行われているがさらに議論を深める場が必要。 ○自由討議について研究を行う。					
第5条（議会の責務）議会は、二元代表制のもと、村民の代表機関として村政の課題を把握し、政策の提言や立案に取り組み、村の重要な政策などを決定します。	2	6	2		B
2 議会は、村長などの事務執行が適正に行われているか監視します。	3	5	2		B
3 議会は、村長などの事務執行が公平性および効率性をもって行われているか審査し、効果及び成果について評価します。	1	7	2		B
第6条（議会の活動原則）議会は、前条の責務を果たすため、村民の意思及び意見の把握に努め、それらを村政に反映させ、信頼される議会を目指します。	4	6			B
2 議会は、村民が議会の催す活動へ参加する機会をつくります。	2	8			B
3 議会は、議員の資質向上と議会活動活性化のため、研修会を開催します。	5	4	1		B
4 議会は、他の自治体との交流及び連携を推進し、議会の課題研究を行います。	5	3	2		B
5 議会は、前条の責務を果たすため、オンライン会議活用推進を図ります。	3	5	2		B
第7条（村民との連携）議会は、「村民の声を聞く会」、村民各層及び各団体との懇談会など、村民との意見交換の場を設けます。	8	2			B
2 議会は、請願、陳情などを政策に関する提案ととらえ、誠実に処理します。	6	4			A
第8条（情報公開）議会は、村民への説明責任を果たし、より開かれた議会を目指すため、議会だよりやホームページなど多様な広報手段を用いて、情報公開、発信します。	3	7			B
第9条（議会事務局の機能強化）議会は、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めます。	2	4	4		B
※事務局の機能強化に関して具体的なことはしていない。 ○具体的に何ができるか検討する。					
第10条（村長などの関係）議会は、常に村長など執行機関と緊張関係を保持し、相互に議論を深めることにより、より良い村づくりに寄与します。	1	9			B
2 議会は、村の政策及び課題を十分に検討するため、村長など執行機関に適切かつ具体的な説明、資料の提示を求めていきます。	3	6	1		B
第11条（村長などの反問権）村長などは、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができます。	4	5	1		B
第12条（検証と見直し）議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証します。	7	3			A
2 検証の結果、必要な場合はこの条例を見直し、適切な処置を講じます。	7	3			A